地方独立行政法人宮城県立こども病院 平成23年度の業務実績に関する評価結果

平成24年9月

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

- 目 次 -

第1 評価の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2 全体評価について 1 平成23年度業務実績全般の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3 項目別評価について 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 診療事業
① 質の高い医療の提供 ・・・・・・・・・・・5② 患者・家族の視点に立った医療の提供 ・・・・・・・6③ 患者が安心できる医療の提供 ・・・・・・・・6
(2) 成育支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき 措置 (1) 効率的な業務運営体制の確立・・・・・・・・・・9
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善・・・・・・9 3 予算,収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画 及び 6 剰余金の使途・・・・・・・・・・・ 10
 7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 (1) 人事に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
別紙 地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え 方について〈抜粋〉・・・・・・・・・・・・・・・13
地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿 ・・・・・・15

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」(以下「こども病院」という。)は、平成 15 年 11 月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、また、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成 18 年 4 月 1 日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」(以下「法人」という。)が設立された。法人は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められている。

法人の設立団体である宮城県が設置する「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会」では、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号) 第 28 条の規定により、事業年度ごとに法人の業務実績について評価を行うことになっている。

平成 23 年度の法人の業務実績の評価は、宮城県知事が定めた法人が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、法人が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画(以下「中期計画」という。)及び地方独立行政法人宮城県立こども病院平成 23 年度計画(以下「年度計画」という。)の事項ごとに行ったものである。

なお,本評価に当たっては,法人から提出された業務実績報告に基づき,ヒ アリング等を実施している。

第2 全体評価について

1 平成23年度業務実績全般の評価

こども病院の平成 23 年度業務実績については、全般において計画を達成する結果となっており、安定した業務運営のために改善に取り組んでいる努力が認められる。

業務運営面では、東日本大震災の影響を受けながらも、平成22年度に引き続き経常収支比率が100%を超えており、法人役員をはじめ全職員が主体的に効率的な病院運営に参画する姿勢が育ってきているものであると評価する。

また、外部コンサルティング会社と委託契約を締結すると同時に、業務 改善プロジェクトチームを設置するなど、法人全体としてなお一層の業務 改善に向けて取り組んでいる姿勢を高く評価する。

2 診療事業

こども病院は、これまで同様、東北唯一の小児高度専門病院として、高度で専門的な医療に取り組み、小児医療水準の向上に努めるとともに、良質で安全な医療を提供した。

クリニカルパス *1 の実施件数, EBM^{*2} の推進については, 前年度以上の実績が認められた。

また、紹介率の高さからも窺えるように、多くの情報を院内外に発信し続けたことなどにより、患者・家族をはじめ、地域医療機関からも頼られる病院として認識されるようになってきたものであると評価する。

- ※1 クリニカルパス:一定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。
- ※2 EBM: (evidence-based medicine:根拠に基づいた医療)良心的に、明確に、分別を持って最新・最良の医学知見を用いる医療の在り方。

3 成育支援事業

チャイルド・ライフ・スペシャリスト*3,保育士,臨床心理士,医療ソーシャルワーカー,ボランティアコーディネーター,看護師などの成育支援

部門の各専門職員の活動が活発で,院内外の合同検討会議への参加も多く なってきている。

成育支援事業は、こども病院の根幹をなす事業であり、年を重ねて充実 してきているものと評価する。

※3 チャイルド・ライフ・スペシャリスト:病気や怪我で慣れない病院生活を送っている子どもに、その成長に合わせて病気や治療についての理解を促し、ストレスを和らげる支援を行う資格者。

4 教育研修事業

東北大学大学院医学系研究科との連携講座を継続的に実施していることに加え、看護職員に対する各種院内研修の実施や、外部の研修会へ積極的に参加させるなど、診療等に従事する優れた専門人材育成を行ったことは評価できる。

5 災害時における対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に,防災関連設備の整備や飲料水や食料,医薬品の備蓄を推進した点や,従来の消防訓練の内容を見直し,地震等による大規模災害発生を想定した防災訓練を実施したことは評価できる。

6 人事に関する計画

地方独立行政法人として,人事評価システムの構築は重要なことである と考えられることから,難しい面もあると思うが早期の導入を期待した い。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判 定 基 準	判定結果
「S」:中期計画・年度計画を大幅に上回っている。	0
「A」:中期計画・年度計画を上回っている。	1 1
「B」:中期計画・年度計画に概ね合致している。	2
「C」:中期計画・年度計画をやや下回っている。	0
「D」:中期計画・年度計画を下回っており, 大幅な改善が必要。	0
合 計	1 3

【項目別評価】

項目名	判定結果		
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置			
(1) 診療事業			
① 質の高い医療の提供	Α		
② 患者・家族の視点に立った医療の提供			
③ 患者が安心できる医療の提供	A		
(2) 成育支援事業	A		
(3) 臨床研究事業	A		
(4) 教育研修事業	A		
(5) 災害時等における事業	A		
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A		
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A		
3 予算,収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡 し又は担保に供する計画 及び 6 剰余金の譲渡	A		
7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置			
(1) 人事に関する計画	В		
(2) 職員の就労環境の整備	A		
(3) 医療機器・施設整備に関する計画	В		

- 1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためにとるべき措置
 - (1)診療事業
 - ①質の高い医療の提供

[判定結果]

Α

[判定理由]

小児高度専門病院として、クリニカルパスの活用及びEBMの推進について前年度以上に業務実績が認められるなど、質の高い医療提供体制が整備されてきていることを評価し、Aと判定した。

[評価にあたっての意見, 指摘等]

〈クリニカルパスの活用〉

○ 多様な症例を扱う小児高度専門病院であるため、クリニカルパスの 作成に難しい面もあるが、実施件数は昨年度を上回り、使用率も高い 水準であることは評価できる。

〈退院サマリーの作成〉

○ 昨年度に比べ、退院サマリーの作成件数及び2週間以内の作成率が 低下しているため、なお一層の努力が望まれる。

〈病診・病病連携の推進等〉

○ 紹介率が昨年度を上回っており、地域医療支援病院として地域医療 機関から高く信頼されていることが窺える。

〈在宅療養患者支援体制の整備〉

○ 在宅療養支援チーム会議を通じて、在宅療養患者及びその家族の支援を目的に様々な取り組みを行ったことは評価できる。

〈救急医療の充実〉

○ 救急医療について、二次救急及び三次救急の受け入れに大きな役割 を果たしていることを評価する。

②患者・家族の視点に立った医療の提供

[判定結果]

Α

[判定理由]

インフォームド・コンセント**5及びインフォームド・アセント**6を適切に実施するとともに、ホームページについても閲覧者の視点を尊重し、使いやすく分かりやすいものにするためにリニューアルに取り組んだ点などを評価し、Aと判定した。

- ※5 インフォームド・コンセント:診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法などを説明し、患者がこれを理解、納得、同意した上で治療に参加すること。
- ※6 インフォームド・アセント: 法的規制を受けない、小児患者からの同意のこと。インフォームド・コンセントは、各国の法律 や規則の規制を受けるため義務として実施しているが、それに対してインフォームド・アセントは、法規制上の義務が無いに も関わらず、自発的に医師が患者に対して治療に関する説明及び同意取得を行うことをいう。

[評価にあたっての意見, 指摘等]

〈セカンドオピニオンの推進〉

○ セカンドオピニオンの推進について、ホームページなどで相談方法 の周知を図っている点などについて評価できる。

〈患者の価値観の尊重〉

- 患者・家族からの意見・要望について、院内に設置している投書箱 「院長さん聞いて!」を設置するとともに、その内容及び対応策につ いて病院運営全体会議により全職員に周知していることを評価する。
- 患者満足度の調査について、外部機関に委託することを検討されたい。

③患者が安心できる医療の提供

[判定結果]

Α

[判定理由]

安全対策室を中心に医療安全活動の充実に努めるとともに,インシデント,アクシデント報告を統一した「包括的インシデント制度」を構築し,システム整備と職員教育に取り組んだことなどを評価し,Aと判定した。

〔評価にあたっての意見, 指摘等〕

〈医療安全対策の充実〉

- 医療安全対策及び院内感染防止対策について積極的に取り組んでおり、患者が安心できる医療の提供が行われていることを評価する。
- 安全対策室及びICTについては、専従職員を配置することを期待 する。
- インシデント報告において、「部位間違い」など、重大な結果を引き起こす可能性のあるインシデントが複数回報告されていることから、従来のインシデント報告がどのように活かされているのかについて、あらためて検討する必要がある。

〈院内感染防止対策の充実〉

○ 感染対策マニュアルの改訂に着手できたことは評価できる。

(2)成育支援事業

[判定結果]

Α

[判定理由]

チャイルド・ライフ・スペシャリスト,保育士,臨床心理士,医療ソーシャルワーカー,ボランティアコーディネーター,看護師等の各種専門スタッフにより,医療面のみならず,社会的,心理的,経済的な相談への対応など多面的な支援を展開していることなどを評価し,Aと判定した。

[評価にあたっての意見、指摘等]

○ 成育支援事業は、こども病院の根幹をなす事業であり、今後ともさらなる発展を期待したい。

〈病院ボランティア活動の支援〉

○ 病院の理念に対する理解のためにも、ボランティアが多いことは評価できる。

(3)臨床研究事業

[判定結果]

Α

[判定理由]

学会発表, 論文発表, 臨床研究に積極的に取り組んでいることから, A と判定した。

[評価にあたっての意見, 指摘等]

〈臨床研究及び治験の推進〉

○ 臨床研究件数等の実績は概ね良好と評価できる。

(4) 教育研修事業

[判定結果]

Α

〔判定理由〕

東北大学大学院医学系研究科との連携講座において,引き続き研修,診療に従事する専門人材育成を行っていることなどを評価し,Aと判定した。

[評価にあたっての意見, 指摘等]

〈質の高い医療従事者の養成〉

○ 看護師に対する院内・院外研修も積極的に実施しており、認定看護師の育成についても、こども病院の目的に沿った分野で育成していることは評価できる。

(5) 災害時等における事業

[判定結果]

Α

〔判定理由〕

災害発生時の訓練について、火災発生時の対処を中心に行ってきた消防

訓練の内容を見直し、地震等による大規模災害の発生を想定した訓練を行ったことなどを評価し、Aと判定した。

[評価にあたっての意見, 指摘等]

〈災害時等における活動〉

- 東日本大震災を教訓に、防災関連設備の整備や備蓄を充実させたことは評価できる。
- 大規模災害だけではなく、今後流行が予想される新型インフルエン ザへの備えも万全なものにされたい。
- 今後は、患者の特殊性を考慮した防災マニュアルの見直しが必要である。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 効率的な業務運営体制の確立

[判定結果]

Α

[判定理由]

医師,看護師,薬剤師等の職員を増員し,引き続き,効率的な業務運営体制の強化に取り組んでいることから,Aと判定した。

[評価にあたっての意見、指摘等]

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 業務改善事業に関して、コンサルティング会社への外部委託や、院 内プロジェクトチームを設置したことは評価できる。
- 今後は、コンサルティング会社の改善提案などに対し、全職員が一 致協力して改善に向けた取り組みを実行することを期待する。

(2)業務運営の見直しや効率化による収支改善

[判定結果]

Α

[判定理由]

年度当初は東日本大震災の影響があったものの,その後,病床の効率的な利用や病診・病病連携の推進などを行った結果,病床稼働率の改善,平均在院日数の短縮,新規入院患者数の増加が達成できたことから,Aと判定した。

[評価にあたっての意見、指摘等]

〈医療資源の有効活用〉

○ 東日本大震災の影響を受けながらも、効果的な病床運用により収支 改善の成果が見られたことを評価する。

〈収入未済額の縮減等〉

- 医業未収金について,各部署が連携して削減,発生の未然防止に取り組んだほか,長期支払遅延者削減のため,弁護士法人と未収金督促業務委託契約を締結したことを評価する。
- 3 予算, 収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画 及び 6 剰余金の使途

[判定結果]

Α

〔判定理由〕

経営努力により経常収支比率が前年度に引き続き100%を超えるなど,財務内容が着実に改善していることから,Aと判定した。

[評価にあたっての意見、指摘等]

〈予算, 収支計画及び資金計画〉

- 経営努力により、法人運営が利益体質になってきたことを評価する。
- 期末キャッシュ残高が増加していることから、今後は、将来の施設 修繕や医療機器の整備など、その使途などについて計画していく必要 がある。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 人事に関する計画

[判定結果]

В

〔判定理由〕

医療ニーズ等の変化を踏まえ、運営実態の状況に対応し適正な人員配置に努めてはいるが、人事評価システムの構築が遅れていることから、Bと判定した。

[評価にあたっての意見, 指摘等]

〈人事評価システム等の構築〉

○ 人事評価システムの構築について、今後、タイムスケジュールなど を作成し、実行計画を策定することを期待する。

(2) 職員の就労環境の整備

[判定結果]

Α

[判定理由]

看護師の増員や適正配置など就労環境の充実に努めた結果,前年度に比べ離職率が大幅に低下したことなどを評価し,Aと判定した。

[評価にあたっての意見、指摘等]

〈職員の就労環境の整備〉

○ 「安全衛生委員会」を開催するとともに、産業医による健康相談を 実施するなど、職員の就労環境を整備したことを評価する。

(3) 医療機器・施設整備に関する事項

[判定結果]

В

[判定理由]

第二次医療情報システムについては、計画どおり委託契約を締結することができたが、医療機器の整備については、一部計画に沿った納入ができなかったことから、Bと判定した。

[評価にあたっての意見, 指摘等]

〈医療機器・施設整備に関する事項〉

○ 医療機器の整備は、高度な医療水準を維持するために必要であることから、今後いっそう計画的な医療機器整備を遂行されたい。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する 評価の考え方について〈抜粋〉

平成19年1月29日 地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会(以下「委員会」という。)が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院(以下「法人」という。)の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公 共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な 観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について,次により評価するものとする。

- ① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。 〈留意点〉
 - *業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合,定性的な目標の場合には具体 的な業務実績を把握して評価する
 - *業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する
 - *業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する
 - *業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を 把握し、その妥当性等について評価する
 - *予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生 理由等を把握し、その妥当性等について評価する
 - *経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する
 - *財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする
- ② 判定基準として,以下の5段階で評定し,原則としてその理由を付記する。

〈判定基準〉

「S」:中期計画・年度計画を大幅に上回っている

「A」:中期計画・年度計画を上回っている

「B」:中期計画・年度計画に概ね合致している

「C」:中期計画・年度計画をやや下回っている

「D」:中期計画・年度計画を下回っており, 大幅な改善が必要

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

- *周産期・小児医療分野における高度専門医療の集約的な提供や県全体の小児医療 水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療が確実に実施されているか
- *患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療の提供,質の高い医療従事者の養成に努めるなど,県民の医療需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか
- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性,透明性及び自主性の視点から, 適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

- *県民に対する説明責任を重視し、病院の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか
- *目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか
- *法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

- ① 法人
 - ◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、委員会へ提出する。
 - ◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価((2)の②の判定基準を 準用し、評価に至った理由等を付記)するとともに、委員会における評価の際に 参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

- ◇ 法人の自己点検・評価等を踏まえ、法人からのヒアリングなどを通じ、調査・ 分析をし評価を行う。
- ◇ 評価(案)を作成し、法人に提示するとともに、評価(案)に対する申し出の機会を付与する。
- ◇ 評価結果を決定したときは、その内容を法人に通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をする。
- ◇ 法人への通知に係る事項を県に報告するとともに、公表する(県はその旨を議会に報告する)。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏	名	職名等	備考
荒	ひろみ	患者・家族の代表	
岡村	州博	東北公済病院長	副委員長
奥村	秀定	社団法人宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長)	
土屋	滋	東北文化学園大学長	委員長
樋口	幸一	公認会計士	
三澤	君江	医療法人友仁会松島病院総師長	